



<主な内容>



令和7年度 二十歳の集い	2~4
議会の窓	5~9
みんなのひろば	10~11
こちら町の情報局	12~17
話題にしひがし	18~19
物価高騰対策事業	20

力を合わせて、おいしょ！
みんなの餅つき大会

令和7年度 鶴田町二十歳の集い

青森県で2026年最初となる二十歳を祝う式典「二十歳の集い」が1月3日(土)、町国際交流会館で開かれました。今年度20歳を迎える対象者のうち81人(男39人、女42人)が出席し、大人としての決意を新たにしました。

What happened 20 years ago 20年前のできごと

対象者が生まれた2005年の主なできごと

- ・愛知県で「愛・地球博」が開催
- ・郵政民営化法案が成立
- ・流行語大賞「小泉劇場」、「想定内(外)」
- ・クールビズが全国的に広がる
- ・動画投稿サイト「YouTube」が開設される





二十歳の集い 式典

会

場には晴れ着やスーツに身を包んだ二十歳の若者たちが集い、受付開始とともに久しぶりに再会した友人と互いの近況を語り合ったり、思い出話に花を咲かせる姿が多く見られました。晴れやかな笑顔とともに、会場は終始和やかで華やかな雰囲気にも包まれていました。

式典は、相川町長の式辞から始まり、「これから先、つらいこともあると思うが、多くの人たちに支えられていることを忘れず、夢や志を諦めないでほしい。共通の思い出を持つかけがえのない仲間がいる鶴田町」と若者たちへ温かい激励の言葉を贈りました。参加者は真剣な表情で耳を傾け、人生の新たな節目を実感している様子でした。

続いて行われた代表による二十歳の誓いの言葉では、奈良拓夢さんと増田結月さんが「私たちはすでに



二十歳の代表
奈良 拓夢さん



二十歳の代表
増田 結月さん

人を迎えています。まだまだ未熟であり大人としての実感もおぼつかない状態です。責任の重さを自覚し、鶴田町を愛し、若者らしい情熱と行動力で頑張っていきたい」と誓いました。

第2部では、相川町長から二十歳を祝う町からの記念品贈呈や、中学校時代の恩師が壇上上がり、二十歳の門出を祝い、リンゴジュースで乾杯が行われました。その後、出席できなかった恩師からの、祝福のメッセージのほか、アトラクションでは、小中学生時代の思い出のスライドショーを上映すると、友人たちと当時のことを懐かしみ談笑する光景が至る所で見受けられ、会場は笑いと和やかな雰囲気にも包まれていました。

式典終了後も、会場では写真撮影を楽しんだり、友人と語り合ったりする姿が多くみられ、思い出に残る一日となりました。

実 習の単位を落とさず勉強しつつ、来年の看護師国家試験に合格すること。そして“食べる・寝る・笑う”をフル活用して楽しく過ごすのが二十歳の目標です。



ますた ゆづき
★増田 結月さん

看 護学生として成長し、少しでも自分のなりたい看護師像に近づけるように努力し、兄妹、柔道仲間、友達とこれからもずっと仲良く楽しく過ごしていきたいと思えます！



ますた ゆうは
★増田 結巴さん

夢 は今勤めている足場屋で独立すること！そのために探究心を忘れず、技術、経験を高めお客さんファーストを徹底していきます！



さかもと ふうが
★坂本 楓牙さん

弘 前大学で経営やマーケティングについて、実習などで実践しながら学び、その知識を青森県に最大限還元することです！そして、将来的に地域活性化の輪を広げていきたいです！

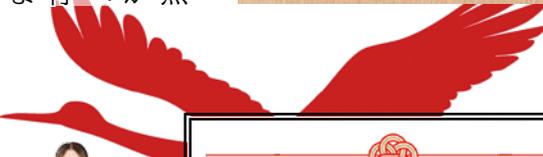


つるが しゅうと
★敦賀 柊斗さん

一 十歳を迎え、大学生として「ありがとう」の言葉を大切に、周りを笑わせ続ける存在でありたいです。今年はたくさんのことに挑戦する一年にしていきます。



なら たくむ
★奈良 拓夢さん



実行委員メンバー & 二十歳の目標

実行委員の5人に
二十歳の目標を聞いてみました

議会の



12月定例会

令和7年第4回鶴田町議会定例会が、12月4日から12月12日までの会期9日間で開かれました。

今定例会では、議案20件について審議が行われ、議決（可決16件、同意2件、否決2件）されました。

議決された議案

委員会調査報告書	旧富士見小学校売却に対する調査
議案第83号	令和7年度鶴田町一般会計補正予算（第5号）案
議案第84号	令和7年度鶴田町介護保険特別会計補正予算（第3号）案
議案第85号	令和7年度鶴田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）案
議案第86号	鶴田町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例案
議案第87号	鶴田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案
議案第88号	鶴田町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例及び鶴田町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例案
議案第89号	鶴田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
議案第90号	鶴田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
議案第91号	鶴田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
議案第92号	鶴田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
議案第93号	鶴田町下水道条例及び鶴田町水道事業給水条例の一部を改正する条例案
議案第94号	西俣大橋橋梁補修工事請負契約の一部変更について
議案第95号	青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について
議案第96号	青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更について
議案第97号	つがる西北五広域連合の処理する事務の変更及びつがる西北五広域連合規約の変更について
議案第98号	鶴田町教育委員会委員の任命について
議案第99号	鶴田町固定資産評価審査委員会委員の選任について
議案第100号	鶴田町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案 ※否決されました
議員提出議案第3号	相川正光町長に対する問責決議案 ※否決されました

一般質問の要旨

長内勝靖議員（幸志会）

①子どもの『非認知能力』について

教育委員会では、『非認知能力』をどのくらい重要視しているか、また、『非認知能力』を育むためにどのような指導・教育をしているのかお知らせください。

答弁 教1 育長

①子どもの『非認知能力』について
IQ検査や学力テストなどで評価される能力が認知能力、物事に対する考え方や取り組み姿勢、行動など、日常生活、社会活動において重要な影響を及ぼす能力が非認知能力と言われています。

非認知能力をどのくらい重要視しているかについては、文部科学省の新学習指導要領では「知識及び技能」、「思考力・判断力・表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」を育成すべき資質、能力の3つの柱と捉え、「思考力・判断力・表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」を非認知能力として、その重要性を説いています。この3つの柱をバランスよく育てることが学校教育の課題とされており、教育委員会としても重点的課題と捉えております。

どのような指導・教育しているのかについては、鶴田小学校では道徳科や学校行事、学級会活動や児童会活動、クラブ活動等、全教育活動において、命を大切にすることを心や他人を思いやる心、善悪の判断などの規範意識、集団の一員としてのよりよい生活や人間関係を築くこと、自主的、実践的な

態度を養うことなど、非認知能力を育む基礎になる道徳性の向上に重きを置きながら、さらに非認知能力を身につけるための実践的スキルとして、社会生活や対人関係を円滑にするためのソーシャルスキルトレーニング、自己理解や他者理解を深めるためのグループワーク、自分も相手も大切にしながら、意見や気持ちを正直かつ適正に表現するコミュニケーションスキルを習得するためのアサーショントレーニングなどを教育活動の中で計画的に実施しています。

また、学校教育以外でも、社会教育においてサンシャインスクールや子供会活動等、集団の中で自分と相手との合意形成により仲間と協力し合う経験を積み重ねること、忍耐力やコミュニケーション能力等、非認知能力の育成を目指しています。

（再質問）

①子どもの『非認知能力』について

日本財団が2021年に保護者に対して行ったウェブ調査の中でも、コロナ禍の休校や学校行事の中止などが子供たちの非認知能力を伸ばす上で負の影響を与えたと発表されています。コロナ禍が終わって、学校行事も大分復活してきたところもありますが、まだまだ戻っている状態ではないと思っています。鶴田町の宝である子供たちに、いち早く最新の教育、最先端の教育を受けさせる努力をしていただきたい。

答弁 教2 育長

コロナ禍を経て、元に戻すことも学校教育の中ではあると思いますが、学校が新たに気づいたことなどを学校の中で繰り返し話し合っています。

非認知能力と認知能力、それぞれ

一戸雅人議員（幸志会）

①りんごの害虫・鳥獣被害対策について

それが関連し合っただけのものというところで、学校、家庭、地域がそれぞれの役割を果たして連携していくことが大事だと思いますので、教育委員会では保護者の方への働きかけを継続していきたいと思っております。

病害虫対策は、隣接地全体での防除対策が重要であります。また、りんごの野鳥被害は、毎年増えつつあり、一本から一箱以上の被害があるとのことで、新年度に向かって、県産業技術センターや農研機構などの情報を参考に、町でも野鳥被害対策を講じる必要があると思っております。また、被害調査なども実施すべ

きと思いますが、町の方針をお聞かせください。

②つるたスチューベンのブランド力強化と収益向上について

新年度に向かって、つるたスチューベンどうの消費拡大、6次産業化、後継者の育成など、今後の町の方針をお聞かせください。

③農業を守るための認定新規就農者制度について

当町で認定新規就農者制度が始まって認定を受け、農業に従事されている方がどの程度いるのか、また、認定を受け就農ができなかった方がいるのか。これまでの状況と今後の方針をお聞かせください。

答弁 町長

①りんごの害虫・鳥獣被害対策について

今年度のリンゴの収穫状況は、総じて収量が昨年並みか少なく、着果量はあるが、小玉傾向であると聞いております。その要因として、昨冬の記録的豪雪と6月から7月の記録的な雨不足によるところが大きいものと認識しておりますが、加えて鳥による被害が深刻な状況であります。

この被害について、公益財団法人青森県りんご協会によると、県内だけではなく、東日本の果樹産地全域に及んでおり、特に東北を中心としたリンゴの主産地では大きな課題となっているということです。要因として、猛暑の影響で山の木の実が不作傾向であり、熊

と同様に里に下りてきている可能性が高いということです。

町としては、全国の情報が集まる青森県りんご協会に対し、各研究機関からの効果的な対策に関する情報収集と、その早期普及について要望しているところであり、協会からは実行力のある対策をつくるという前向きな回答を頂いています。

現状では、具体的な方策をご提案することはできませんが、今回の被害は当町のみにとどまらず、広域的な広がりも懸念される問題ですので、今後も県や関係機関と連携し、対策を検討し、生産者の皆様にもご理解を得ながら、より効果的な対策がご示しできるような取り組みでまいります。

②つるたスチューベンのブランド力強化と収益向上について

町としては新規就農者を町に根づかせ、栽培面積や収穫量の維持と拡大、安定した長期貯蔵果実の生産を目指しながら、GI、つるたスチューベンを生かしたブランド力強化とスチューベン生産者の所得向上を目指した新たなプロジェクトを検討しております。内容は、スチューベンを10年ほど前から生産し始めた生産者を対象に、スチューベンのブランド力強化対策を話し合う環境づくりとして「仮称」スチューベン新人研究会の立ち上げ、労働力不足解消に向けた作業分散や新たな労働力の確保対策、つるたスチューベンを感

じられる加工品等の開発などとなっております。今後変化する農業情勢を的確

に捉えつつ、つるたスチューベンの知名度向上、県外販路の拡大を目指す取組のほか、スチューベン生産日本一にふさわしい施策を推進してまいります。

③農業を守るための認定新規就農者制度について

認定新規就農者制度は、将来において効果的かつ安定的な農業経営の担い手に発展するような青年等の就業を促進するため、新たに農業経営を営もうとする青年等が就業5年後の目標とその達成のための取組内容を記載した青年等就業計画を町が認定する制度であり、取得することで独立して農業を始める際に必要な設備や機械の初期投資資金や、所得確保の給付金等の支援策が優先して受けられるメリットがあります。

当町で認定を受けた方は、平成26年度の開始から現在まで47名となっており、うち認定を受け途中で離農した方は4名です。

この制度は将来の町の農業を担う新たな人材を育成する上で欠かせない制度であることから積極的に周知を図っております。今後も制度のメリットや支援可能な内容を広報紙や町ホームページなどで発信し、就農を志す方々にとって当町が安心して農業を始められる町であることを広くPRしてまいります。あわせて、相談、研修、定着まで一体的な支援体制をさらに充実させることで、この制度をより多くの方に活用していただけるよう取り組んでまいります。

佐藤 剛議員（鶴翔クラブ）

①野鳥によるりんごの食害と病害虫の発生被害について

町として野鳥による食害被害やカメムシ等の病害虫による被害、放任園の発生状況等についてどう把握しているのか。また、今後の対策としてどのように取り組んで行くのかお伺いします。

②りんご園地等におけるスマートフォン等の電波障害と通話不全

廻堰大沢地区や妙堂崎米山地区、そして町の観光施設である富士見湖パーク周辺においても電波が弱く通話が途切れ途切れになったり、通話が出来ない状況になることがしばしばあり、地域の生産者や観光関係者からも同様の声が聞かれます。

町として、このような状況を把握しているのか。また、現状を踏まえ、今後どのような対策を講じていくのかお伺いします。

答弁 町長

①野鳥によるりんごの食害と病害虫の発生被害について

野鳥による食害については、一戸雅人議員の質問で答弁させていただいた内容になります。

次に、病害虫による被害についてですが、現状カメムシ等の被害が増えてきていることは認識をしております。生産者の皆様のご心配は大変大きなものと受け止めております。この被害についても、青森

県りんご協会によると、野鳥の被害同様東日本の果樹産地全域に及んでおり、青森県としてはこれまで、今年ほどの被害はなかったということでした。要因としては、猛暑などの温暖化によることのほか、薬剤の制限や散布回数削減といった今年から劇的に変更されたリンゴ病害虫防除暦によることも一因ではないかということでした。町としては、野鳥被害同様、効果的な対策に関する情報と普及について、りんご協会及び関係機関へ要望しております。

また、病害虫の発生源となる放任園の発生状況については、現在2園地、0.4ヘクタールとなっており、解消に向けて農業委員や地域関係者と連携しながら、所有者に対し、適正な管理のお願いと話し合いを続けております。県や町の事業を活用した自主的な伐採処理への誘導や指導を強化してまいります。

②りんご園地等におけるスマートフォン等の電波障害と通話不全について

当町の一部地域において携帯電話の電波が弱く、通話やデータ通信が不安定であるとの声をいただいております。電波障害の改善は、住民生活の利便性向上に加え、災害時の情報伝達や地域農業の振興においても重要な課題であると認識しております。

この対策としては、地方公共団体や携帯電話事業者が国の携帯電話等エリア整備支援事業等を活用し、基地局を整備することで改善されますが、町が事業主体となつて整備した場合のランニング

コスト等の財政負担を考慮すると活用は難しいため、当町の一部地域の電波環境の改善策としては、町から国を通じて携帯電話事業者に情報提供し、携帯電話事業者による基地局整備に向けた取組を働きかけていく必要があります。電波環境の改善は、すぐに解決する問題ではありませんが、携帯電話事業者や国など関係機関との連携を深めながら、地域の実情に応じた対策を進めてまいります。

小関 優議員（政優会）

①来年度、物価高に対する生活支援策が必要ではないか

日々の生活費が高騰しているため、町民の生活を支援する必要があると思いますが、いかがでしょうか。

②来年度、飲食店の誘客支援策が必要ではないか

町民が気分良く飲食店を利用できるように、誘客支援する必要があると思いますが、いかがでしょうか。

③外国人について

鶴田町に外国人は何人住んでいますか。国籍別の人数をお知らせください。また、在留資格別の人数についてもお知らせください。

答弁 町長

①来年度、物価高に対する生活支援策が必要ではないか
町において、国民健康保険税の

減額や国の重点支援地方交付金を活用して、1月から8月までの使用分に係る水道基本料金およびメーター使用料の免除を行うなどの対策を講じてきたところです。

令和8年度の物価高に対する生活支援策については、今後も継続することが予想される物価高の状況を踏まえ、国や県とも連携しながら対策を講じてまいりたいと考えておりますが、まずは早急な対応を要請しております。今回の国の補正予算に係る物価高対策の迅速な対応に向けて準備を進め、一日も早い町民の皆様の支援につなげてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

②来年度、飲食店の誘客支援策が必要ではないか

町では、これまでにコロナ対策、物価高騰対策、事業継続対策のため、飲食店をはじめとする商店等に対する支援事業を実施してまいりましたが、コロナ禍をきっかけに経営者の高齢化も重なり、閉店する飲食店もございました。しかし、近年では新規に開店する飲食店もあり、各店において試行錯誤しながらお客様の要望に応じた営業を展開し、SNSを利用してお店や料理等の紹介をするなど、誘客活動にも力を入れているものと認識しております。

令和5年のアフターコロナ以降、現在までに7名の事業者が飲食店を開業しております。令和6年度には創業・事業承継応援補助金制度を創設し、起業の後押しとなる支援も実施いたしました。さらには事業者の経営相談や伴走型

支援など、関係機関と連携した体制を構築しておりますので、情報発信、周知活動を強化し、事業者が相談しやすい環境整備に努めているところです。

また、飲食店経営者で形成する組合や団体の活動が活発に行われるよう、商工会や関係者と連携した取組も継続していく必要がありますが、飲食店経営者が協力してイベントを実施するなど、主体性を持ってにぎわいを創出することも誘客、集客につながる大事なことであると考えております。

今年度は、役場駐車場を会場としたイベント開催において、地元事業者の出店が増え、飲食店への回遊性も増し、地域の活性化につながりました。

来年度においても、主催する団体よりキッチンカーイベントやビアガーデンを継続して実施したいとの申出を受けております。イベント告知や来場者の飲食店への回遊が促されるよう、町で作成したつるた食べ歩きMAPの活用やSNS配信にも力を入れ、支援してまいりたいと考えております。

今後について、飲食店関係者との協議を踏まえ、協力的体制を取りながら、必要な支援策については時期を問わずに速やかに対応してまいりたいと考えております。

③外国人について

町には、現在32人の外国人の方が住んでおります。その内訳としては、国籍別の人数につきましては、ミャンマー3人、カンボジア8人、中国9人、インドネシア6人、フィリピン2人、タイ1人、イギリ

ス1人、アメリカ2人の方々が鶴田町に住んでおります。

また、在留資格別の人数につきましては、教育1人、技能実習2号口11人、技術・人文知識・国際業務3人、特定技能1号6人、永住者11人となっております。

(再質問)

③外国人について

本来はその国のルールに従って生活することが基本であると思いますが、数が増えることによつてその辺の認識が甘くなり、自分たちのルールで物事を進めていくというようなことにもつながっていきます。鶴田町にずっと住んでいる方々が外国人が来ることによつて不安を覚えるようなことがあつてはならないとも思います。そのため、お互いが生活しやすい、暮らしやすいように条例の制定等々を検討していく必要があると思いますが、いかがでしょうか。

答弁 町長

外国人についてですが、この32人の方も鶴田の町民でございますので、分け隔てすることなく町民として対応をしていくべきだし、今特別外国人の方々からデメリットとかは感じておりませんので、これからも同じ町民だという気持ちで対応させていただくつもりでございます。

(再々質問)

外国人の件ですが、今の日本の状況を見ると、少子高齢化が進んでおり、外国人の労働力の受け入れ等々で必要な部分が出てくる

ので、鶴田町もさらに多くの外国人の方が入ってくるのが想定されます。お国柄が違うとやはり考え方も、宗教も違うし、果たして一律に同じ町民として扱う、それだけでいいのか。

日本全国で見ていると、数が集まることによつて様々な問題を抱えている場所もあります。今現在32人だから何も問題がなく過ごしているのかもしれない。ただ、この先のことを考えると、今現在住んでいる町民の方々が安心して暮らすためには、やはり人数に合わせさせて動向を見ながら条例の整備は必要であると考えますが、いかがでしょうか。

答弁 町長

外国の方で鶴田町に住んでくれる人には、例えばごみ出しであれば、町のルールに従ってもらうことは当然だというふうな思っております。さらに、お互いに文化交流する機会とかをこれからつくっていければ、もっとすばらしい形になるのではないかなというふうには思っております。

工藤 一雄 議員（鶴翔クラブ）

①手話言語条例について

近隣地域を見ますと、五所川原市、つがる市、藤崎町、鯉ヶ沢町が手話言語条例を制定しています。当町の対応を町長にお伺いします。

②防災士資格補助について

町は防災士資格取得のための

補助を行っています。資格取得後に生かせる機会がなく、スキルアップができません。各地で行われている研修等について、資格保持者にアナウンスをし、多くの方に受講して防災に役立てていただきたいのですが、いかがでしょうか。

答弁 町長

① 手話言語条例について

近隣の市町では手話を言語として位置づけ、その普及や理解促進を目的とした手話言語条例を制定している自治体が増えております。町としても、手話が豊唾者にとって大切なコミュニケーション手段であり、日常生活や社会参加を支える重要な言語であることは十分に認識しております。そのため、青森県手話言語条例の基本理念に基づき、手話通訳者派遣制度の活用をはじめ、手話奉仕員養成事業や相談支援、理解促進に向けた研修など、できる限りの取組と支援を行っているところであります。

また、手話を含む多様なコミュニケーション手段の理解促進は重要であることから、現在各自治体の取組内容や条例の目的、効果などについて調査を進めているところであります。

今後につきましては、これらの調査結果等を踏まえ、条例制定の必要性や効果、実効性ある施策の在り方について検討してまいりたいと考えております。

② 防災士資格補助について

町では、災害発生時において、

被害を最小限に抑えるためには行政による公助だけでは限界があるとの考えの下、自助、共助も含めた協働による災害対応を推進するため、令和5年度に防災士養成研修講座受講補助制度を創設し、防災士の養成に取り組みでまいりました。これまで制度を活用された方は、令和5年度が6名、令和6年度が3名、今年度は1名で、計10名の方々に資格を取得していただいております。

資格を取得してからスキルアップができないとのことですが、防災士向けの研修については資格取得後に日本防災士会、または青森県防災士会に登録することにより、当該法人等が主催する研修について、登録した防災士に直接案内が送付され、研修機会の確保が図られています。ただ、当該法人への登録には一定の費用負担が生ずることから、資格取得後においても登録されない方もいるようにしております。

町では、公的機関を含む関係団体等が自主防災組織や町内会を対象として開催する防災研修等については、当該対象団体に対し、周知を図ってまいりましたが、今後は併せて防災士の皆さんにも周知し、研修機会の確保に努めてまいりたいと考えております。

災害発生時において被害を最小限に抑えるためには、行政による公助だけでは限界があり、自助、共助が必要不可欠となりますので、自主防災組織をはじめとする様々な場で防災力を高めるためにも防災士の育成、確保は重要であ

ります。

(再質問)

① 手話言語条例について

今、最も手話言語条例を望んでいるのは、ろうあ協会の方々であり、言語の必要性をみんなに理解してもらえれば希望の光であります。それにより周りの健常者から、手話だけではなく、筆談や空書、身振りや手振りなども混ぜながら、緊急時に助け合えたり声をかけてもらえたりすると、つながりながら安心して暮らせることができると思いますので、一日も早い制定を重ねてお願い申し上げます。

② 防災士資格補助について

避難訓練等に積極的に参加して、地域のコミュニケーションセンターや避難所になる場所を把握していただいて、避難者にとってよりよい避難所を開設できるような仕組みづくりとか、防災士のお互いの組織づくりというのも考えてつながりを持つていけば、もっと防災の理念が伝わっていくのではないかと思います。

答弁 福祉介護課長

町としても、手話の普及促進は極めて重要であると認識しております。その上で、条例は制定しただけでは目的が達成されるものではなく、実効性のある施策と併せて運用され、初めて効果が発揮されるものと考えております。

現在、各自治体の調査を進めているところであり、町の実情に即した形で検討してまいりたいと考えております。

答弁 総務課長

地域の避難所の周知は非常に大事なことだと思います。町では、防災組織の組織率は県下でも高いほうで、町内には防災組織が立ち上がっているところが結構ございます。先週末も、町内の一防災組織主催で地域の避難訓練を開催していますが、そういう機会を捉えて防災士の皆さんにも周知を図り、地域の情報も把握しながら、地域の方々への指導というのをお願いしていきたいと思っております。

2点目の防災士による組織づくりですが、町の防災士を集め組織づくりをして、さらなる防災力の強化につなげていけるように検討してまいりたいというふうに思います。

鶴田町の議会を傍聴しませんか？

場所：鶴田町役場 3階 議場

【3月定例会の開催予定日】

月日	内容
3月 5日(木) 午前9時	開会
3月 12日(木) 午前9時	一般質問・議案審議
3月 13日(金) 午前10時	討論採決・閉会

傍聴を希望される方は、会議当日、庁舎3階議場南側の傍聴席入口で受付してから入場してください。なお、発熱等、風邪のような症状がある方は、傍聴を自粛するようお願いいたします。

※開催予定日は状況により変更となる場合があります。

■問い合わせ先：鶴田町議会事務局 ☎：0173-22-2111 (内線321)

旧富士見小学校売却問題特別委員会 からの報告

12月11日の議会定例会において報告した委員会調査報告書の内容について、町民の皆さまにお知らせいたします。

調査事件

旧富士見小学校売却に対する調査

調査の経過

当委員会は、旧富士見小学校売却に係る問題点の検証や、今後の対応策等について調査するため、令和6年3月に設置し、これまで11回、さらに議員改選前の旧委員会も加えると、延べ20回にわたり、慎重審議を重ねてきたところであります。

裁判は、二審で和解に向けた協議が進められ、成立したことから、当委員会における決定事項について、報告するものであります。

調査の結果

●原因究明

「旧富士見小学校売却問題」は、相川町長が自ら認めているように、「旧富士見小学校」を医療廃棄物処理施設として使用することを知りながら、調査もせず安易に契約を交わしたことが原因であります。

●再発防止策

県の指導を仰ぎながら、鶴田町独自の条例の制定に加え、プロポーザル方式を用いる場合は、これまで以上に、慎重に審議することを提案いたします。

●裁判による和解金や弁護士費用（報酬）の経費

裁判手続に係る弁護士への委託料22万円、一審の弁護士費用（報酬）8,617,897円、二審の弁護士費用（報酬）88万円、和解金375万円、合計13,467,897円は、全て鶴田町民の血税であります。

相川町長は、このたびの「旧富士見小学校売却問題」は、全て自分の責任であると自ら述べていますが、これまでの職員の不祥事や、不正行為で町長が責任を取ることは、扱いが全く違います。

前代未聞の訴訟問題まで発展し、不名誉な形で鶴田町の名を知らしめることとなった今回の件は、相川町長の大きな過ちが原因であります。

鶴田町民の財産を守るべき立場の議会として、議員全員で組織する「旧富士見小学校売却問題特別委員会」において議論を重ねた結果、相川町長自身による大きな過ちによる代償については、速やかに、町民が納得できるような責任ある対応を勧告いたします。

以上3項目を結論とし、旧富士見小学校売却問題特別委員会は、調査を終了したため廃止いたします。

委員長 長内 齋

【有料広告】

おめでで、はってらが〜 自然災害から経営を守る

りんご共済

加入申込受付 3/25まで

ぶどう共済もあります

NOSAI 青森県農業共済組合 津軽支所
〒037-0011五所川原市金山字竹崎203-4 TEL 33-1513

【有料広告】

毎月第3水曜日は特売日

灯油の注文、忘れちゃった...どうしようかな?

そんなときは、スマホで気軽に
ひまわり灯油

- ① 24時間いつでも
- ② 営業時間を気にせず予約
- ③ 電話をかける手間が省ける

灯油配送 仮受付フォームにアクセス!

ミライフ東日本株式会社 北つがる店
五所川原市広田字柳沼90-3 ☎0120-17-2440
営業時間 平日9:00~17:00(夏季・冬季休業日除く)

資料番号 5139

シークワーズに挑戦



◎賞品提供

道の駅つるた「鶴の里あるじゃ」

【クイズの解き方】

下の文字から縦・横・斜めに隠れている、**宇宙に関する言葉を8つ**消してください。残った**6文字**を組み合わせた言葉が答えです。

イ	ワ	ク	セ	イ	タ
タ	ギ	ン	ガ	ケ	イ
イ	バ	ツ	ロ	ン	エ
ヨ	レ	ケ	キ	ン	イ
ウ	ツ	セ	イ	ザ	セ
ト	ス	イ	セ	イ	イ

応募締切

3/3

(火)

必着

応募方法

はがきに答え、住所、氏名（未成年の方は保護者名も記入）、年齢と広報に対するご意見や感想などを書き添え、次の宛先までお送りください。

〒038-3595 鶴田町大字鶴田字早瀬 200-1

鶴田町役場企画交流課 計画係 行

正解者の中から抽選で、鶴の里あるじゃより、あるじゃで使える「スチューベンチョコサンドクッキー（小）引換券」と町より「つるりんグッズ」を5名様にプレゼントします。

★1月号の答え

「ツガルフジミコ（津軽富士見湖）」

クイズの答え

3文字

- ①しとき
- ②はねと
- ③酸ヶ湯
- ④稲荷
- ⑤毛豆

4文字

- ①けの汁
- ②つるりん
- ③あおもり
- ④青函
- ⑤いちご煮
- ⑥弥生画
- ⑦ニンニク

⑧嶽さみ

- ⑨青池

5文字

- ①岩木山
- ②クロマグロ

6文字

- ①スチューベン

△	ネ	ト	ツ	ヤ	ヨ	イ	ガ
ケ	ノ	シ	ル	イ	ツ	ガ	ス
ル	イ	ナ	ワ	フ	カ	チ	
セ	イ	カ	シ	キ	ユ	タ	ユ
ア	オ	モ	リ	サ	ニ	ケ	ー
オ	シ	ト	ギ	ン	マ	キ	ベ
イ	チ	ゴ	エ	×	ジ	ミ	ン
ケ	ミ	タ	ロ	マ	ダ	ロ	コ

【1月号当選者（応募総数 66 通）】

◆スチューベン大福

【提供：道の駅つるた「鶴の里あるじゃ」】

八木橋キセさん、坪田久美子さん、神慶子さん、佐藤えみ子さん、安田留美子さん、工藤瑠理子さん、棟方永望凛さん、工藤佐智子さん、松山幸子さん、PN「モフのジイジイ」さん

◆幡龍 御食事券 1,000 円分

【提供：(株) 幡龍】

宮本まき子さん、坂本真貴子さん、一戸由佳子さん、中山美穂子さん、PN「えびてんちゃん」さん

交番あんぜん・あんしん通信

自転車の交通反則通告制度（青切符）

令和8年4月から、自転車も車両として、交通ルールの遵守を図るため、**16歳以上の全ての自転車運転者**に対して、**交通反則通告制度（青切符）**が導入されます。

●自転車の取締りの基本的な考え

自転車の交通違反

- ・警告に従わず違反を続けた
- ・車両や歩行者に具体的な危険を生じさせた
- ・交通事故に直結する危険な運転行為

反則告知（青切符）

※指導・警告を経ず検挙の対象となる違反あり

反則金

不納付（払わない） 納付（払う）

刑事手続きへ

終結

- ・刑事裁判
- ・家庭裁判所の審判

土日（夜間）のお薬相談電話

薬の
飲み合わせ

飲み間違い・
飲み忘れの対処法

子供の薬の
飲ませ方

急な体調変化への
アドバイス

土日の夜、つながる安心。

お気軽にご相談ください

相談受付時間（土・日のみ）

🕒 19:00 ~ 23:00

※平日の夜間に対応しておりません。

☎ 080-8231-1793

- ・お手元にお薬手帳をご用意ください。
- ・緊急時は救急医療機関を紹介いたします。
- ・相談中または緊急対応中は電話に出られない場合がございます。時間をおいてお掛け直しください。

一般社団法人 青森県薬剤師会 西北支部

広報文芸コーナー

作 川柳鶴田吟社、鶴田短歌会、たらの芽文芸クラブ



川柳鶴田吟社新年句会作品

努力せず成せないことは年のせい

下山ゆめ子

どれ先に叶えようかと悩む神

工藤りん子

失敗を笑ってくれる友の愛

佐藤あきもん

上役は出張みんな楽しそう

香田龍馬

失敗に学ぶ幾年続く道

阿部ひろゆき

切り餅もふつくら焼けたお正月

佐藤倫生

新たな年齢を重ねた春を待つ

菊地志樹

終活と知らずせつせと種を蒔く

工藤まぎひろ

鶴田短歌会一月作品

大好きなゴンドラのうた師足のテ

レビそしてねむりの心でうたう

おばあちゃんの野菜の字札上手や

と誉めれば笑みて大根くれる

宝くじが当ればハワイに移住だと

年末ジャンボに夢を託して

古希むかへ物価高騰にストロップの

点火おびえぬ年金生活

鶴田短歌会 事務局 棟方文雄

0173(22)5103

杉山裕子

永沢忠義

棟方文雄

松山裕子

杉山裕子

永沢忠義

棟方文雄

たらの芽文芸クラブ一月作品

外遊び雪山のぼり落ちていく

リフト乗りブラブラしてるスキー板

おせち見て右に左に迷い箸

年賀状で思い出す友の顔

バス停でふと見上げれば冬の月

ぬれ雪を車にかけられ肩落とす

初詣三礼二拍を子に教え

丸まった背筋伸ばして氷柱折る

消しゴムの揺れの伝はる大試験

刈心

香音

優愛

もみじ

ミカサ

織田信

誠也

落葉

樹

たらの芽文芸クラブ 事務局

0173(22)6341

戸籍の窓

(1月届出分：敬称略)

お誕生おめでとう

町	名	氏名	保護者
沖	佐藤	鼓珠 (つづみ)	(憲佳)
みどり町	下山	翔真 (とうま)	(孝太)
中野	岩間	紬來 (つぎ)	(達哉)
仲町	赤城	宝乃助 (ほろのすけ)	(宏平)

ごめい福を祈ります

町	名	死亡者名	年齢
大	性	芹川 久	89
富士見	町	宮本 義昭	77
桜	町	神 勉	84
大	巻	笹森 ひさ	95
胡	桃	伊藤 茂	90
間	山	出町 正一	88
掛	元	澁谷 光正	78
間	山	相馬ヤツエ	97
松	倉	小山内みつゑ	86
亀	田	下山 武則	77
みどり町		棟方 義勝	90
東	瀬	高橋 レイ	97
仲	良	藤田 静香	51
派	立	藤田 昇	83
みどり町		成田 照雄	90
野	木	相馬 テル	85

※この欄に載せたくない方は、届け出の際に戸籍住民係へ申し出てください。

※住民票や戸籍証明書の発行、戸籍の届け出の際には、本人確認が必要です。窓口にお越しの際は、運転免許証、マイナンバーカードなどの写真付きの本人確認ができるものをお持ちください。

(人の動き)

1月31日現在 (前月比)

人口	11,214人	(-12人)
男	5,232人	(-6人)
女	5,982人	(-6人)
世帯	5,276	(+9)
出生	4人	転入 12人
婚姻	0組	転出 5人
死亡	21人	

新着本の紹介



豊臣兄弟 天下を獲った処世術
著：磯田 道史

今の日本に必要な
「人を動かす」極意
大河より面白い！！
令和の太閤記

公民館図書室情報局

- ・カフネ / 著：阿部暁子
- ・潮音 1～4巻 / 著：宮本輝
- ・恋する狐 / 著：折口真喜子
- ・殉愛 / 著：百田 尚樹
- ・ダンデライオン / 著：河合莞爾



学校給食センターの調理員を募集します

給食調理業務全般に従事していただく会計年度任用職員を募集します。

▼雇用期間

令和8年4月1日～
令和9年3月31日

▼募集人数

若干名(資格等は必要なし)

▼勤務場所

鶴田町学校給食センター

▼業務内容

下処理、調理、調理器具および食器等の洗浄作業、調理室内外清掃

▼勤務時間

原則、8時30分～16時30分
(土日、祝祭日は休み)

▼報酬

150,387円

▼申込期限

令和8年2月27日(金)

▼提出書類

①鶴田町会計年度任用職員応募申込書(顔写真付)

②履歴書(顔写真付)

▼選考方法

※各書類は給食センターで配付

▼その他

書類審査および面接試験

▼問い合わせ先

鶴田町学校給食センター

▼証明書コンビニ交付サービスの停止期間のお知らせ

システム更新のため、証明書コンビニ交付サービスを停止し

0173(22) 3171

0173(34) 3141

システム更新のため、証明書
コンビニ交付サービスを停止し

たします。

▼停止期間

2月27日(金) 23時～
3月3日(火) 6時30分

▼停止されるサービス

証明書コンビニ交付

・住民票

・印鑑登録証明書

▼問い合わせ先

住民環境課 戸籍住民係

☎(内線)153・155

令和8年1月21日からの大雪による被害者に対する県税の減免等について

このたび令和8年1月21日からの大雪により、多大の被害を受けた方々に心からお見舞い申し上げます。

被害を受けた方々が今後納付すべき県税(令和7年度までの各年度分の個人事業税および自動車税(種別割)、災害時まで取得した不動産に係る不動産取得税)のうち、納付されていないものについて、被害の状況に応じ減免する等の措置を執ることとしております。詳しくは、最寄りの県税事務所にご相談ください。

▼問い合わせ先
青森県西北県税事務所
☎0173(34) 3141

不動産取得税の軽減制度

○不動産取得税とは

家を新築・増改築したとき、土地や家を売買・贈与・交換などで取得したときに一度だけ課税される県の税金です。

○軽減制度について

住宅用の土地を取得した日から3年以内に、その土地の上に、床面積が50㎡以上240㎡以下の住宅(特例適用住宅)が新築された場合には、土地の取得に係る不動産取得税が軽減されます。

なお、軽減制度を受けるためには申告が必要です。また、これ以外にも不動産取得税の軽減制度がありますので、詳しくは、お問い合わせくださいか、県ホームページをご覧ください。

▼問い合わせ先

青森県西北県税事務所 課税課

☎0173(34) 2111

宮下知事と対話する「#あおな」実施団体募集

宮下知事が出向いて県民の皆さまの声を聴き取る、県民対話集会「#あおな」の実施団体を募集します。

▼対象

県内所在の10名程度の参加者が見込まれる団体等

▼募集期間

2月13日(金)～2月27日(金)

▼実施期間

令和8年4月20日(月)～
6月30日(火)

2月の町税等納期

- 上下水道料金 2月分 [2/24(火)]
- 町営住宅使用料 2月分 [2/25(水)]
- 後期高齢者医療保険料 8期 [3/2(月)]

※【 】納期限日

口座振替を利用していない方は、手続き簡単で便利な口座振替のご利用をご検討ください。

行政・人権相談

町では、町民の皆さんの行政に対する意見や要望、日頃生活する上での困り事など、さまざまな内容の相談を受けるための行政相談と人権相談を行っています。

- 期 日 3月10日(火)
- 相談時間 午前10時～午後3時
- 場 所 国際交流会館101会議室

防災無線を聞き逃したら!

町の防災行政無線では、災害情報や町のイベント情報などを町民の皆さまに周知しています。

放送内容が聞き取れなかった場合、下記の方法で確認できます。

◆電話で確認

☎: 0173-23-2333

◆町ホームページで確認

<http://www.town.tsuruta.lg.jp/>

▽応募方法

二次元コードを読み込んで、専用応募フォームから申し込み

■問い合わせ先

青森県総務部 広報広聴課
☎ 017 (734) 9138



五能線「設備メンテナンス」に伴う列車の一部運休

JR秋田支社では、五能線でマクラギ交換などの「設備メンテナンス」を実施します。メンテナンスに伴い、一部の列車に区間運休が発生します。

▽工事区間

五能線(能代駅～鱒ヶ沢駅間)

▽工事時期(計8日間)

●令和8年3月18・19・23・24・25・26・30・31日

※区間運休が発生しますが、代行輸送は行いません。

■問い合わせ先

JR東日本お問い合わせセンター(6時～24時)

☎ 050 (2016) 1600

国立県営宮城障害者職業能力開発校 令和8年度受講生募集

▽科名

オフィス実務科

▽募集定員

10人

▽訓練期間

令和8年6月3日～10月16日

▽募集期間

2月27日(金)～4月21日(火)

▽選考日

5月13日(水)

▽選考場所

宮城障害者職業能力開発校

▽募集対象

就職に向け職業訓練を希望する身体障害者手帳所持者
※費用・応募方法など詳しくは、ホームページを



■問い合わせ先

国立県営宮城障害者職業能力開発校
☎ 022 (233) 3124

ご存じですか？知財調停

知財調停とは、ビジネスの過程で生じた知的財産権に関する紛争(特許権、著作権、商標権、不正競争防止法に定める不正競争)について、当事者双方の話し合いにより解決を図る手続きです。

裁判官、知的財産権事件の経験が豊富な弁護士・弁理士などから構成される調停委員会とともに紛争解決を目指します。

東京地方裁判所、大阪地方裁判所等運用しますが、ウェブ会議を利用して手続に参加できますので、お気軽にご相談ください。

■問い合わせ先

青森地方裁判所 総務課庶務係
☎ 017 (722) 5421

【SNS相談(LINE)】

●生きづらびっと

(NPO 法人ライフリンク)

対応時間：毎日8時～22時30分

QRコード： (受付22時まで)

●こころのほっとチャット

(NPO 法人東京メンタルヘルス・スクエア)

対応時間：毎日7時～23時50分

QRコード： (受付23時まで)

●あおりけん親子のための相談 LINE

(青森県子ども家庭部こどもみらい課)

対応時間：平日9時～17時

(相談メッセージは24時間受付)

QRコード：

【どこに相談すればいいかわからない】

●子ども健康課 健康推進係

☎：0173-22-2111

悩みを抱えていたら 相談してみませんか？

【こころの相談窓口】

●よりそいホットライン

生活の中で困っていること等、どんな悩みでもご相談ください。

☎：0120-279-338 (毎日24時間対応)

●こころの健康相談統一ダイヤル

所在地域の公的な相談機関につながります。

☎：0570-064-556 (平日9時～16時、18時30分～22時)

●NPO 法人あおりいのちの電話

☎：0172-33-7830 (毎日12時～21時)

※メール相談は「あおりいのちの電話」ホームページから入室

【誰かに話を聞いてほしい】

●鶴岡町傾聴ボランティア「つるりんの会」傾聴サロン

日時：第1・第3月曜日(祝日除く) 13時30分～15時

場所：鶴遊館 栄養指導室

☎：0173-22-2111



町の保健だより

問：子ども健康課 健康推進係

高齢者肺炎球菌ワクチンのお知らせ

●助成対象者：①65歳になった方

②60歳～64歳になった方で、厚生労働省令で定める心臓、腎臓、呼吸器の機能の障害またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に障害がある方

※対象年齢を過ぎると助成対象外
※過去に肺炎球菌ワクチンを1度でも接種された方を除く

●助成額：

自己負担額3,000円を引いた額

※生活保護世帯の方は全額助成

●実施期間：令和8年3月31日まで

●指定歯科医療機関

鶴岡診療所、今岡医院、瓜田医院

※上記以外で接種する場合は償還払い

●申込方法：

本人確認書類を持参のうえ、子ども健康課⑥窓口までお越しください。

【有料広告】



「選んでよかった」を実感してください。

青森県認定地方卸売市場



株式会社 津軽りんご市場

令和8年2月10日から

119番映像通報の運用を開始

もしもの時に、ほんの数秒の遅れが命取りになることがあります。しかし、焦っている時や、状況を正確に言葉で伝えるのが難しい時もあります。そんな時に役立つのが「119番映像通報」です。

これは、通報者に共同消防指令センターから送られるSMS（ショートメッセージ）のURLをタップするだけで、スマートフォンなどのカメラ映像を共有できるものです。映像で正確な状況を伝えられます。

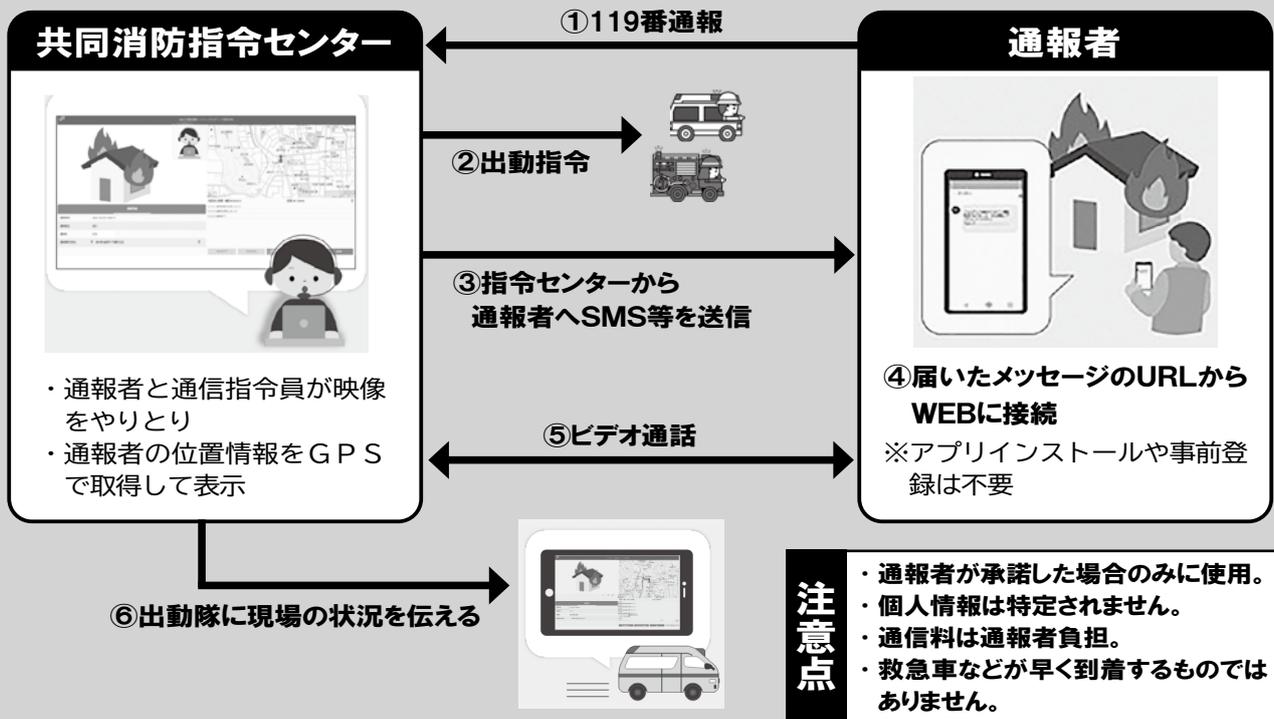
119番映像通報の手順

◆こんな時に利用◆



SMS（ショートメッセージ）が届く

- ①通信指令員が、映像通報が必要と判断した場合、通報者のスマートフォンにSMSを送ります。
- ②届いたSMSのURLをタップし、カメラ機能へのアクセスを許可すると映像が共有されます。
- ③通報者は、通信指令員の指示に従って、カメラの向きを変えるなどして映像を共有してください。



お問い合わせのご案内

▶災害情報案内

五所川原地区消防事務組合管内で、消防隊や救助隊がサイレンを鳴らして出動した場合、災害発生情報を☎：050-5536-7069で案内。119番でのお問い合わせは、ご遠慮ください。



【組合HP】

▶夜間、休日の医療紹介

五所川原地区消防事務組合 ☎：0173-34-4999（※音声ガイダンスに従ってください。）

▶救急車が必要か迷ったら？電話相談できます

- ・15歳未満 「青森県子ども医療でんわ相談」 #8000
- ・15歳以上 「あおり救急電話相談」 #7119

問：五所川原地区消防事務組合消防本部（五所川原市中央4丁目130番地）☎ 0173-35-2023

◆◆◆ 高額介護合算療養費 ◆◆◆

医療保険と介護保険の自己負担額の合計が、所得区分に応じた自己負担限度額（表）を超えた場合に、その超えた額が支給されます。（ただし、超えた額が500円以下の場合は支給対象となりません）

支給対象者

国民健康保険に加入している方および後期高齢者医療制度に加入している方で、医療保険と介護保険の自己負担額の両方の支払いをした方
※世帯内に対象者が複数いる場合は、加入している保険ごとの世帯で合算します。

自己負担額…支払った額から高額療養費や高額介護（予防）サービス費を除いた額

対象期間

令和6年8月1日～令和7年7月31日までの1年間

支給申請

対象者は、子ども健康課の窓口へ申請してください。

－ 国民健康保険に加入している方 －

2月下旬、子ども健康課から支給申請のお知らせを送付

－ 後期高齢者医療制度に加入している方 －

2月下旬に青森県後期高齢者医療広域連合から支給申請のお知らせが送付されます。

所得区分に応じた自己負担限度額

◎ 70歳未満の人

所得区分	自己負担限度額
年間所得 901万円超	212万円
年間所得 600万円超 901万円以下	141万円
年間所得 210万円超 600万円以下	67万円
年間所得 210万円以下	60万円
住民税非課税世帯	34万円

◎ 70歳以上の人

所得区分		自己負担限度額
現役並み 所得者	課税所得 690万円以上	212万円
	課税所得 380万円以上	141万円
	課税所得 145万円以上	67万円
一般		56万円
低所得Ⅱ		31万円
低所得Ⅰ		19万円

低所得Ⅱ：世帯員全員が住民税非課税の方

低所得Ⅰ：世帯員全員が住民税非課税の方で、世帯員全員の各所得金額が0円の方

◆◆◆ 高額療養費（外来年間合算） ◆◆◆

対象期間中の外来診療の自己負担額の合計から高額療養費で支給された分を除いた額が、**144,000円**を超える場合に、その超えた額が支給されます。

支給対象者（基準日令和7年7月31日）

- ・70歳以上の国民健康保険に加入している方で、基準日時点の保険者証の窓口負担割合が2割の方
- ・後期高齢者医療制度に加入している方で、基準日時点の保険者証の窓口負担割合が2割または1割の方

対象期間

令和6年8月1日～令和7年7月31日までの1年間

支給申請

対象者には、支給申請のお知らせをお送りしていますので、子ども健康課の窓口へ申請してください。

－ 国民健康保険に加入している方 －

2月下旬、子ども健康課から支給申請のお知らせをお送りします。

－ 後期高齢者医療制度に加入している方 －

12月中旬に青森県後期高齢者医療広域連合から支給申請のお知らせをお送りしています。
（これまでに高額療養費の支給を受けたことのある方は登録口座に支給しますので、申請は不要です）

△ 注意

対象期間の途中で国民健康保険または後期高齢者医療制度に加入した方や転入してきた方は、支給対象者でも支給申請のお知らせが届かない場合があります。対象になると思われる方は、担当までお問い合わせください。

問：子ども健康課 国保年金係 ☎ 0173-22-2111（内線142・143・144）

広告入り窓口封筒への広告掲載募集

鶴田町では、来庁された方が住民票等の各種証明書を入れて持ち帰るために使用する窓口用封筒に広告を掲載しています。

広告主の募集・封筒の作製は、鶴田町との協定に基づき下記の広告代理店が行います。広告掲載をご希望の方は下記問い合わせ先までご連絡ください。

募集締切り 令和8年3月末まで

掲載期間 令和8年6月～令和9年5月



▲掲載イメージ

■問い合わせ・掲載申込み先：株式会社 郵宣協会（福岡県北九州市小倉北区堺町2-1-1）☎：0120-993-622



～移住してきた方々が気軽に集まれる～

移住者カフェ in 鶴田町 のお知らせ

◆とき 令和8年3月8日（日）、9日（月）

11時～15時

◆ばしょ TSURUTA LABO
（妙堂崎杉元 75）

コーヒー、各種ドリンク
お菓子あり
（飲料自販機もあります）

◆参加費 18歳以上お一人 500円

〈問合せ〉

地域おこし協力隊 毛利
SMS (090-2799-9526)

好きな時間にいらして、ご自由にお過ごしください



※即席カフェマスターは毛利です

マイナンバーカード休日窓口



次回開催

3月14日（土）

9:00～12:00

内 容
・マイナンバーカードの申請・受取
・電子証明書の更新
・暗証番号の変更、再設定



予約受付

事前予約が必要です。※予約がない日は閉庁します

問：住民環境課 戸籍住民係 ☎：0173-22-2111

【有料広告】

内職さん募集中！

- ・応募資格：18歳～50歳くらいの方で週15時間程度作業可能な方
- ・給与：歩合制（作業した量に応じてお支払いいたします）

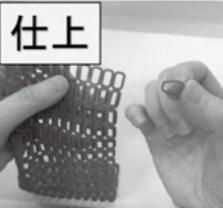
【目安】1日3～6時間で月1万円～7万円（月10万円以上可能）

お問合せ

㈱宮坂ポリマー青森
〒038-2816
つがる市森田町月見野370

☎0173-23-0152(受付：平日9～17時)
✉naishoku@miyasaKa-p-a.co.jp
～内職希望とお伝えください～

自動車用ゴム製品の仕上げ作業
外観チェック作業



【有料広告】

正しく申告！ たすき 未来への襷！！

【申告・納付期限】

申告所得税及び復興特別所得税 令和8年3月16日（月）
個人事業者の消費税及び地方消費税 令和8年3月31日（火）

西北五税務関係団体協議会

税知識の正しい理解と普及、納税意識の高揚を目的として、次の団体で構成されています。

五所川原商工会議所 五所川原税務署管内農業青色申告会連合会 五彰会
西・つがる商工会連絡協議会 五所川原税務署管内青色申告会連合会 北五小売酒販組合
北五商工会ブロック会 公益社団法人五所川原法人会 鯉ヶ沢小売酒販組合
東北税理士会五所川原支部 事務局（五所川原商工会議所内）0173-35-2121 寺山

有料広告募集中

広報つるたでは有料広告を募集しています。
掲載の1か月までに申込みが必要です。
会社のPR、商品の紹介、イベントの告知など
にご活用ください。

問 企画交流課 計画係
☎0173-22-2111



◀町HP
有料広告募集

21世紀の町の担い手たち

家族からのメッセージ



令和7年11月に出生届けがありました赤ちゃんをご紹介します。



まゆ 茉侑ちゃんへ

生まれてきてくれてありがとう！姉妹なかよく元気いっぱい遊んで健康に育ってね！
栗田 知幸・由葵穂さん(派立)



あき 明来ちゃんへ

ゆきい、ようたあ、あきちゃんー！3人すくすく元気に育ってね
三浦 友博・紀子さん(みどり町)



なこ 和瑚ちゃんへ

兄妹仲良く、元気いっぱい育ってね！
木村 和希・紗季子さん(松倉)



ひなの 陽七乃ちゃんへ

うまれてきてくれてありがとう！抱っこはいつも順番待ち^^
小関 優・久美子さん(桜町)

Children's Creative Festival 2026
@creative.startup.fes.aomori

第1回 2月15日(日) 13:00-16:00
オリエンテーション
文化祭概要説明・チーム編成&役割分担

対象 小学4年~高校生
募集人数 先着30名
参加費 無料
主催 こどもクリエイティブ文化祭実行委員会
保護者の方の参加・見学も大歓迎!

個人事業主・フリーランス向け

事業申告・確定申告作業

もくもく会

2.24(火) 3.03(火) 3.10(火)
10:00~18:00 2F コワーキングスペース

参加費：1,000円/日
(スペース利用料込・1DRINK付)
申込：事前申込不要
都合の良い時間にお越しください。
(入退場自由)

なかなか重い腰があがらなくて
毎年ギリギリな方!!
今年も、岡&みんなで乗り越えましょう!

READ MORE

TSURUTA LABO 鶴田町地域活性化支援センター ☎0173-26-5888
施設利用予約・お問合せ(9:00-18:00)WEBSITE <https://tsurutalabo.com/>



地場産品を使った料理/食生活改善推進協議会「みつば会」監修

非常食にもなる 炒り玄米

【100g栄養素：152kcal / 食塩相当量0g】

おやつとしてそのままカリカリ食べられるし、香ばしさが楽しめます。携帯食や非常食として長期保存もできます。玄米ならではの栄養素や食物繊維が取れ、炒れば果皮がはじけるので、消化もしやすくなります。

◆作り方

- ① 玄米は水で洗って、ザルにあけ水気を切る。
- ② から炒りに耐えられる鍋に入れ、強火で5分、中火にして10分炒る。
- ③ 香ばしい匂いになり、米粒が茶色く変化してくる。「パチッ」という音がなってきたら、皮がはじけている証拠。焦げる前に火を止める。
- ④ よく冷ましてから、保存容器に入れる。



活用法→白米1合に対して大さじ1入れて通常通り炊飯する

★ポイント

急須にお茶の葉と一緒に入れれば玄米茶、サラダやヨーグルトなどのトッピング、お菓子作りにも活用できます。炒りたては熱くなっているので、味見をする時は気を付けてください。

新年の五穀豊穡を願い「弥生画」奉納

山道町内会

12月30日、山道町内会（一戸秀久会長）はくろおかみ閻籠神社に大小2つの弥生画を奉納しました。弥生画はともに2026年の干支「午」にちなんだ作品で、大きい弥生画『那須与一 扇の的』（縦1.9m横3.2m）は大人たちが制作し、小さい弥生画『チャグチャグ馬こ』（縦1.3m横2.1m）は町内の子供たちが手がけました。

一戸会長は「上出来な弥生画になった。午年なので厄災などを蹴り、平和で安泰な1年になってほしい」と話していました。



弥生画「那須与一 扇の的」と山道町内会

元町弥生会

12月31日、元町弥生会（吉田亘会長）は鶴田八幡宮に弥生画を奉納しました。元町弥生会の画題は、新年の干支にちなんだ「親子馬」（縦1.9m横3.2m）。11月中旬から、会員らが鶴田八幡宮の神楽殿に夜な夜な集まり作業。黒豆や小豆、コメなど10数種類の穀物を貼り付け、馬の毛並みや立体感を表現し、新年の干支である2頭の勇ましい「午」を描きました。

吉田会長は「無事に奉納できてほっとしている。災害のない穏やかな1年になってほしい」と話していました。



弥生画「親子馬」と元町弥生会

1/6 代表目指して 更なる活躍誓う

町長表敬訪問 柔道・永田大和（筑波大学）

全国レベルの柔道大会などで活躍した町出身で筑波大学4年の永田大和さんが、相川町長に大会の成績報告を行いました。

永田さんは昨年の関東学生柔道体重別選手権男子60kg級で優勝したほか、全日本学生柔道体重別選手権大会では3位入賞など活躍。町役場を訪れた永田さんは「成長し、こうして報告できたことがうれしい。これからも世界大会の日本代表を目指して頑張っていきたい」と語りました。永田さんは今年県内で行われる国民スポーツ大会の県代表入りも目指している。



大会成績などを報告した永田さん（中央）

地域おこし 協力隊通信

協力隊通信

Vol.102（筆：葛西 忍）

先日、羽田空港の中心でスチューベンを叫んできました。

というのは、1月16日に羽田空港内で実施したスチューベンのトップセールスに同行させていただきました。直に消費者の方の声を聴くというのは楽しみでもあり、怖くもあり。お客様へスチューベンの魅力を伝えること、お客様からの質問を受けるということは3月の卒隊を控えた私にとって、この3年間スチューベンの栽培を学んできたことをお客様を通じて確認する試験みたいなものでした。また、実際に販売の場に立つと、どんな言葉が「刺さる」のか、どんな商品を欲しているかなど新たな気づきやヒント、アイデアが生まれ、4月からの就農に向けての新たなモチベーションともなりました。

末筆ではございますが、今回お声がけいただき、段取りくださった関係者各位に感謝申し上げます。



▲スチューベンの魅力をアピールする葛西さん



Facebook



Instagram

地域おこし協力隊の活動内容は、各種SNSでも確認することができます。



剪定の実演を行う谷口さん

1/5 年初めからりんご剪定学ぶ りんご剪定会

鶴田地区りんご支会連絡協議会などが、町役場近くのりんご園で高品質りんご生産に向けた毎年恒例の「りんご剪定会」を開催しました。

会場には町のりんご生産者約100人が訪れました。今年には平川市のりんご生産者・谷口秀樹さんが初めて講師を務めました。谷口さんは剪定のポイントとして、「日当たりと風の通りを計算しながら剪定をしていき、全体のバランスを見ることが良質な果実の生産につながる」などと解説をしながら実演を行っていました。

1/16 生産者とともにスチューベンPR 冬ぶどうつるたスチューベン トップセールス

つるたスチューベンの魅力を広く発信するため、羽田空港内「羽田産直館」において、生産者（「つるたスチューベン日本一推進協議会」・地域おこし協力隊）と相川町長らがトップセールスを実施しました。

当日は、首都圏の玄関口である羽田空港を訪れた多くの来場者に向けて、スチューベンの濃厚な甘みやジューシーさを試食を通じて直接PR。また、販売ブースでは生産者自らが来場者と交流し、食べ方や特徴などを紹介。顔の見える販売を通じて、スチューベンの魅力を伝えていました。



スチューベンのPRを行う相川町長と生産者



実験の方法を教わる児童たち

1/27 子供たちが半導体役割学ぶ 五所川原地区ものづくり連絡会「ものづくり」出前授業

五所川原地区ものづくり連絡会は鶴田小学校で6年生の児童を対象に、ものづくり出前授業を行いました。

同連絡会は工作や実験を通して、子供たちに「ものづくり」の楽しさや地元企業に興味を持ってもらいたいと小学校など出前授業を行っています。

授業では実際に半導体を使って電球を光らせる実験に挑戦。半導体が微弱な電流を増幅させ電球が明るく点灯すると、教室には歓声が上がりました。授業を受けた児童は「実験を通して半導体が私たちの生活を助けていることがわかった」と技術の大切さを学んでいました。

地域おこし 協力隊通信

Vol.103 (筆：葛西あゆみ)

地域おこし協力隊の任期もこの3月までとなりました。私たちのミッションであったスチューベン農家への就農に向け、失敗と学びの日々でしたが、師匠の温かいご指導、役場の皆さまの親身なサポート、そして地域の皆さまの励ましのおかげで、このたび4月から「葛西果樹園」として独立し、就農できる見通しとなりました。失敗や不安もたくさんありましたが、鶴田町の人々のあたたかさや何度も背中を押していただきました。これからは一農家として、スチューベンの魅力と鶴田町の良さを発信し、地域に恩返しできるよう精進してまいります。

この協力隊通信も今回で最後となりましたが、「読んでるよ。」と声をかけてもらえる、気恥ずかしさとともに、とても励みになりました。今まで本当にありがとうございました。そしてこれからもどうぞよろしく願いいたします。



▲土手に登る葛西さん



▲葛西果樹園のロゴ



Facebook



Instagram

地域おこし協力隊の活動内容は、各種SNSでも確認することができます。

鶴田町生活支援商品券を配布します



物価高騰の影響を受ける町民の皆さまの生活を支援します

給付対象

すべての
鶴田町民

令和8年1月20日現在で、
住民基本台帳に記載されている方

給付額

1人あたり **7,000円分**
(1,000円券×7枚)

A券(全店共通券) 4枚
B券(地元券) 3枚

配布方法

申請不要

世帯主あてに世帯全員分を
ゆうパック(対面配達)で送付。
商品券は置き配できません。

発送時期

令和**8年3月**から順次発送

※地区や世帯によって到着日に差が生じます。

利用期間

令和8年**3月13日**～**7月17日**

※有効期間が過ぎた商品券は使えません。

注意事項

【商品券の受け取りができなかった場合】

○配達時に受取人不在の場合、「不在連絡票」が投函されます。ただし、初回配達時に不在であっても「不在連絡票」が投函されず、複数回配達に伺った後に「不在連絡票」が投函される場合があります。「不在連絡票」が投函された場合は、速やかに再配達を依頼してください。

○再配達依頼の手続きが遅れた場合や長期不在等により受け取りできなかった場合、一定期間郵便局で保管された後、役場に返送されます。この場合、商工観光課で**世帯主(代理人も可)**による受取手続きが必要です。

【持参していただくもの】

- ・世帯主の場合：①世帯主の本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード等) + ②印鑑
- ・代理受取の場合：① + ② + 委任状(窓口で配布) + 窓口に来た方の本人確認書類

【配偶者などからの暴力(DV)等で避難している方へ】

事前に申出をすることで希望する居住地に商品券を送付することができます。申出期限や申出方法など詳細については、商工観光課までお問合せください。

【商品券の給付・発送】 鶴田町役場商工観光課

☎：0173-22-2111(内線251)

【商品券の使用・換金】 鶴田町商工会

☎：0173-22-3414



水道料金を免除します!

～全町民・全事業所が対象 申請は不要です～

問 建設整備課 ☎：0173-22-2111(内線283・284)

免除の内容

対象 全世帯(事業所等含む)

免除額 基本料金+メーター使用料

期間 令和8年1月～12月

手続き 申込不要(自動適用)

どれくらいお得になるの?

〈一般家庭で13mmのメーターを使用している場合〉

基本料金 2,200円 + メーター使用料 176円

▶ 月あたり **2,376円** お得!

▶ 1年間で **28,512円** の負担軽減!

※水道の超過料金および下水道料金は通常どおり発生します。